

平成23年度組織機構及び職員定数調整方針

(組織機構及び職員定数調整にあたっての背景等)

- (1) 本県では、非常に厳しい行財政状況を踏まえ、より簡素で効率的・効果的な県政運営を行うため、平成19年7月に策定した「みえ経営改善プラン（改定計画）」に基づき、組織体制の見直し、市町との役割分担による業務移管、民間との役割分担による業務の効率化、事務事業の廃止・縮小など職員数の削減に向けた取組を進めてきたところであり、来年度においても職員数の適正な管理を行う必要がある。
- (2) 平成23年度組織機構及び職員定数の調整にあたり、今後の県を取り巻く状況を見ると、「県民しあわせプラン」の総仕上げとして策定する「第三次戦略計画（仮称）」の重点的な取組や緊急雇用経済対策など各施策の実現に向けて、的確に県政を進めていく必要がある一方、平成23年度の県財政は、社会保障関係経費や公債費の増嵩が見込まれるなど、引き続き厳しい状況が見込まれている。
また、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域主権改革」の実現に向けた国の政策展開等について、その動向に留意していく必要がある。

(組織機構及び職員定数調整の基本的な考え方)

平成23年度組織機構及び職員定数調整については、「平成23年度当初予算調製方針」も踏まえつつ、スリムで効率的・効果的な行政運営を目指し、以下の考え方により行う。

1 組織機構

「第三次戦略計画（仮称）」の的確な推進に向けた組織体制の整備を検討するとともに、一層簡素で効率的・効果的に機能するよう、必要な見直しを行う。

2 職員定数

- (1) 「みえ経営改善プラン（改定計画）」による定数削減を踏まえた現行の定数配置の状況について検証するとともに、新たな行政需要への対応等については、既存事業や事務の徹底した見直しにより、スクラップ・アンド・ビルドで対応する。

- (2) 各部局長は、平成22年度に各部局に配分された定数から平成22年度限りとして配置している時限定数を除いた範囲で、新たな行政需要への対応や業務の平準化などについて、主体的に定数調整を行うものとする。
- (3) 「第三次戦略計画（仮称）」における新しい重点的な取組をはじめ、重要課題等への対応に不可欠であり、部局内調整が困難な場合については、時限定数を財源として、全庁的に所要の調整を行う。
- (4) 平成23年度定数調整は、上記(1)から(3)により行うこととするが、県と市町等との役割分担の見直しなど、より簡素で効率的・効果的な体制確保の観点から必要がある場合には、所要の調整を行う。
なお、現在員数についても、「みえ経営改善プラン(改定計画)」の削減目標に応じた適正な管理を行う。